

26 財第 174 号
平成 26 年（2014 年）11 月 10 日

建設工事入札参加資格者各位

茅野市長 柳平 千代一

茅野市発注の建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて（通知）

日頃、市政発展のためご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、茅野市発注の「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」の運用を下記のとおりとしましたので、通知します。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場への常駐が義務付けられ、複数工事の兼任を認めないものとしています。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になっていることから、入札の競争性確保、円滑な工事発注及び市内建設業者の施工体制の合理化等に配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に現場代理人の兼任を認めることができる取扱いとします。

つきましては、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」（別紙）に沿った運用をお願いいたします。

適用時期：平成 26 年 12 月 1 日現在契約中の工事、及び同日以降に契約する工事から適用します。

担当	茅野市役所 企画総務部 財政課 契約検査係 Tel0266-72-2101（内線 164.167）
----	--